岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表(平成24年岩手県監査委員告示第32号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

岩手県監査委員 髙 橋 元 岩手県監査委員 佐々木 大 和 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監査対象機関名 総務部総合防災室
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年4月23日
 - イ 本監査実施日 平成24年6月12日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年8月3日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
負担金の支出に当たり、所属年度を誤っているものが1	所属年度を誤った負担金の支出については、所要額の積
件、420,000円あったので、適正な事務の執行に努められた	算誤りによる不足額を翌年度予算から支出したものであり
٧٠°	、今後は、積算に当たり、担当内での相互確認を行い、再
	発防止に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年5月9日及び同月10日
 - イ 本監査実施日 平成24年6月20日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年8月3日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給し	支給すべき金額より少なく支給していた旅費については
ているものが7件、28,210円、多く支給しているものが3	追給処理を、多く支給していた旅費については返納処理を
件、5,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい	平成24年5月17日に完了した。
0	今後は、旅費制度に係る職員研修の実施により、再発防
	止に努めることとした。